⑤　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑵　本四会社における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち、「交通情報設備工事」の認定を受け、希望工事内容に「その他の交通情報設備」がある者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

⑶　本四会社における「交通情報設備工事」に係る平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観事項について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。

⑷　記１の工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域１（兵庫県、徳島県）」、「地域２（岡山県、香川県）」及び「地域３（広島県、愛媛県）」において、指名停止を受けていないこと。

⑹　施工実績　平成18年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した、次の同種工事の実績を有すること。施工実績については、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

・ＥＴＣ路側設備（有料道路におけるノンストップ自動料金支払いシステム）について、下記①及び②に示す全てを実施した工事

①　機器の自社又は委託製作

②　機器の設置及び試験調整

なお、①及び②の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

⑺　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については工事の請負金額が3,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

また、現地での据付調整期間については専任で配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任技術者又は監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④　現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成18年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない。）。ただし、経験が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く（経験が、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は、③に示す資格を有している者でなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上の下記ａ）又はｂ）を必要とする。）

ａ）ＥＴＣ路側設備（有料道路におけるノンストップ自動料金支払いシステム）について、下記に示す全てを実施した工事

・機器の設置及び試験調整

ｂ）公共施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記に示す全てを実施した工事

・機器の設置及び試験調整

⑻　設置予定主要機器等評価

①　本工事における主要機器の製造予定業者が、平成18年度以降に主要機器を製造した実績を有すること。

主要機器とは、ＥＴＣ路側設備（有料道路におけるノンストップ自動料金支払いシステム）における、路側アンテナ・車線サーバ及び料金所サーバをいう。

また、製造予定業者とは、自社製造の場合は自社、他社へ製造を依頼する場合は依頼先製造業者をいう。

②　指定する地域（大阪府、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、広島県、愛媛県又は高知県のいずれか）での主要機器の保守技術支援体制を有すること。なお、主要機器の製造を委託する場合には、委託先製造予定業者が上記と同様の指定する地域での保守技術支援体制を有すること。

⑼　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（２の要件を満たし、入札参加できる場合に付与する点数）に最大30点の加算点（入札参加希望者が提出した技術提案書の評価結果に応じて付与する点数）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

⑵　評価項目及び評価指標

評価項目①　工事目的物の性能及び機能（品質の安定性）

評価指標

・ＥＴＣレーン内の良好な電波環境整備①

・ＥＴＣレーン内の良好な電波環境整備②

・機器の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上機器等の維持管理性向上についての工夫

・ソフトウェアの製作過程又は試験時等におけるバグ管理方法又はバグ抑制についての工夫

・ＥＴＣ機器の保守対応期間について、製造中止後を起算とする年数

評価項目②　安全対策

評価指標

・運用中のＥＴＣ設備更新における、既設設備から新設設備へシステム切替する際の現地施工上においての工夫